

あぐりめ〜る新川

第 45 号(平成 21 年 12 月発行)

富山県新川農林振興センター
〒938-0801 黒部市荻生 3200
(TEL) 担い手支援課 (0765)52-0268
(0765)52-5192
農業普及課 (0765)52-0094
(0765)52-0945
(FAX) (0765)52-3115

地域農業を担う人材の育成・支援活動の紹介

明日の地域農業を担う人材を育成を図るため、新川農林振興センターでは、様々なニーズに応じた研修会の開催や活動支援を行っています。



認定農業者や集落営農組織を対象とした「講座」



直売所・インショップ産直活動を行っている生産者を対象とした「研修会」



青年農業者に対する地域活動支援



新規就農者に対する米の課題解決支援

米づくりの反省、次年度の対策

～より高品質な米の生産を目指して～

1 21年産米の作柄・品質概況について

(1)作柄 ～平年並みの作況指数 100 ～

平成 21 年産米は、7 月以降の日照不足などで早生品種の収量は減少しましたが、主力品種のコシヒカリにおいては 8 月後半の天候の回復により平年並の収量となりました。

(2)品質 ～1 等米比率 97.4%(管内)～

①田植時期の繰り下げにより高温登熟の回避が図られました。

②日照不足のなか、生育状況に応じた穂肥施用、水管理により穂揃期の葉色が適正範囲(4.2～4.5)に誘導され、倒伏も少なくなりました。

③斑点米の多かった地域で集中的に防除や草刈りを行うなどの対策が講じられ、被害を最小限に抑えることができました。

以上の結果、管内の市・町でコシヒカリの 1 等米比率が 95%を超える良好な成績となりました。

(図 1)

(3)格下げ要因 ～心白・乳白、除青未熟が主流～

2 等以下の格付理由は、表 1 のとおりです。

①過剰着粒や倒伏による白未熟粒の発生、②早期落水等による立毛中や乾燥作業における過乾燥による胴割の発生、③早刈りによる青未熟等が要因と推察されました。

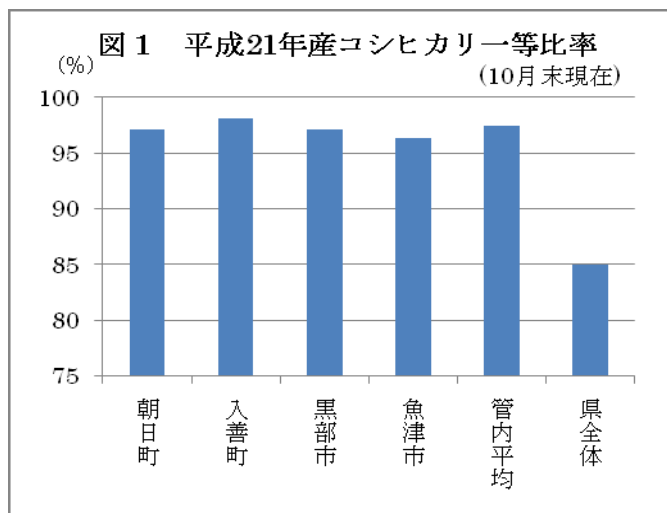
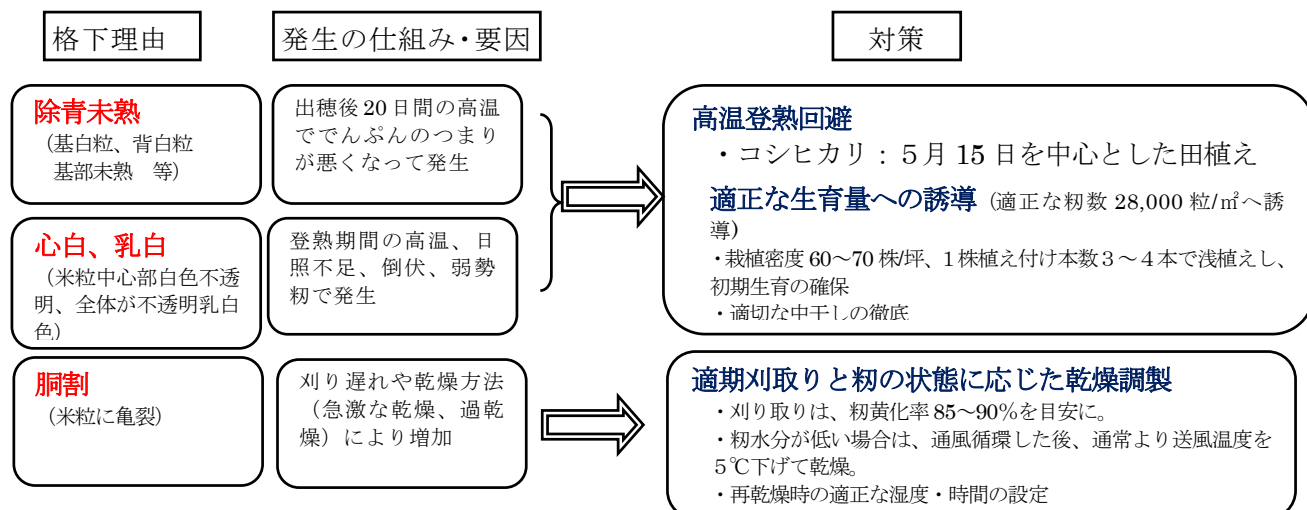


表 1 コシヒカリ検査成績 (10 月末現在)

区分	1等米比率%	主な格下げ理由		
		1位	2位	3位
朝日町	97.1	除青未熟	胴割	心白・乳白
入善町	98.1	除青未熟	胴割	心白・乳白
黒部市	97.1	除青未熟	青未熟	胴割
魚津市	96.3	心白・乳白	青未熟	除青未熟
管内平均	97.4	除青未熟	心白・乳白	胴割
H19 管内	93.0	心白・乳白	除青未熟	部分カメ



2 平成22年産稲作の重点技術対策

(1) 高温登熟の回避

登熟期間、特に出穂後20日間に高温にあうと、玄米への養分集積が抑えられ、白未熟粒が増加し、米の品質が低下します。(図2)

コシヒカリの田植えは、5月15日を中心に実施し、出穂期を遅らせて高温(平均気温27℃以上)での登熟を回避しましょう。

そのためには、田植時期に合わせた、計画的な育苗が必要です。(表2)

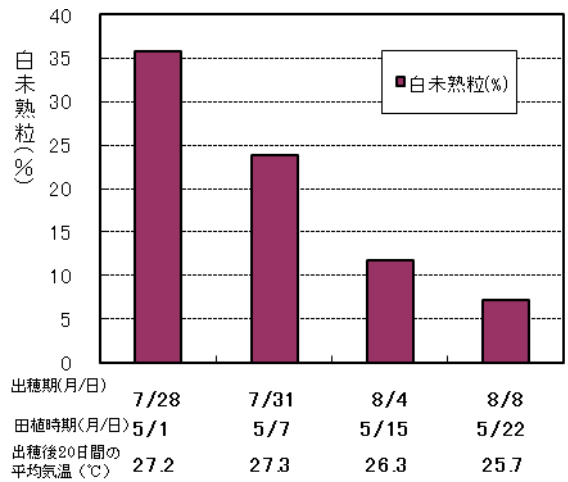


図2 田植時期と品質(H20富山農研)

注)白未熟粒:乳心白・背基白粒

(2) 適正な籾数の確保

籾数が多くなると、米の品質や整粒歩合が低下(図3)するので適正な籾数 28,000 粒/m²に誘導することが大切です。そのためには、①基肥の適正な施用、②初期生育の確保と十分な中干し実施、③生育状況に応じた出穂15日前の穂肥施用がポイントです。

浸種日	播種日	田植日	出穂期
4月8日頃	4月18日頃	5月10日頃	8月4日頃
4月16日頃	4月25日頃	5月15日頃	8月7日頃
4月22日頃	4月30日頃	5月20日頃	8月10日頃

注) 出穂期:H11~H20平均気温の場合

(3) 斑点米カメムシ対策の徹底

昨年に比べ、斑点米による等級格下げは、かなり少ないものの、雑草地付近では斑点米カメムシが多く確認されました。このことから①麦跡や地力増進作物ほ場の適正管理、②畦畔雑草の適期刈取り、③適期防除等の対策の徹底に努めましょう。

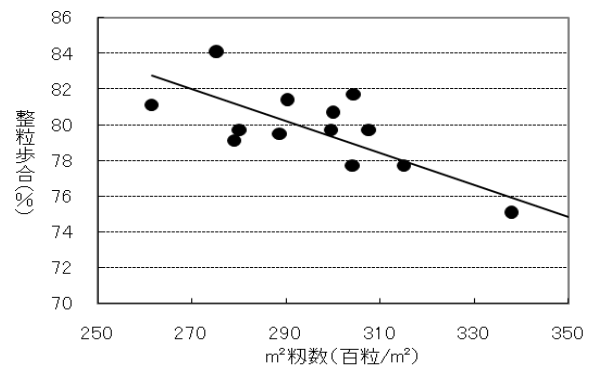


図3 m²籾数と整粒歩合 (H21 新川農林振興センター調べ)

(4) 収穫直前までの稲の活力維持

① 的確な穂肥施用

米の品質向上を図るため、穂揃期の葉色を4.2~4.5に誘導しましょう。

② 出穂後の水管理

出穂後の高温条件下で稲体の活力を維持するためには、出穂後20日間の湛水管理(図4)に努めるとともに、収穫5~7日前までの間断かん水が重要です。

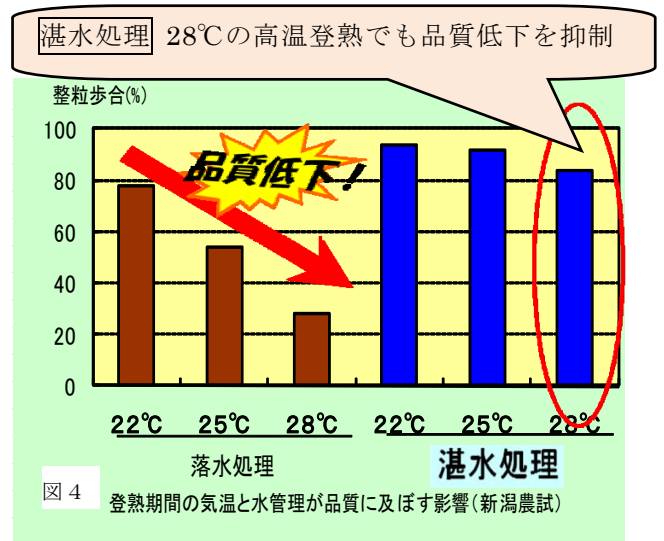


図4 登熟期間の気温と水管理が品質に及ぼす影響(新潟農試)

産地間競争に打ち勝つため、技術対策の徹底やGAPや生産履歴記帳により、高品質・良食味で、安全・安心な米の生産に努めましょう。

戸別所得補償制度、水田利活用自給力向上対策について

平成22年度より、国の新たな施策として『戸別所得補償制度』、『水田利活用自給力向上事業』が開始されます。今回は、その概要についてお知らせしますが、現時点での情報を整理したものであります。

助成概要	H21 までの施策	H22年度(案)
収入減少への助成	稲作構造改革促進交付金	戸別所得補償(米)
	水田経営所得安定対策	<継続>
大麦・大豆・新規需要米への助成	米/大麦/大豆：ナラシ	<継続>
	大麦/大豆：ゲタ	<継続>
	産地確立交付金	水田利活用自給力向上事業
水田有効活用促進交付金		
	需要即応型水田農業確立推進事業	

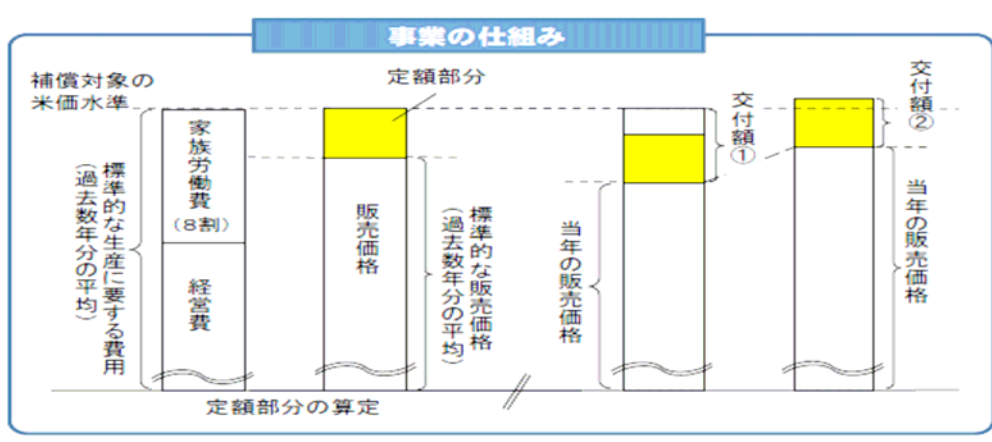
1. 「戸別所得補償制度」とは・・・？

→ 標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と、販売価格（当年）との差額を、全国一律単価として交付される。

この交付金のうち、標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と標準的な販売価格（過去数年分の平均）との差額は“**定額部分**”として価格水準にかかわらず交付される予定です。

なお、H22年度はモデル事業として限定して行われます。

- ◆ 交付対象者： 米の生産数量目標に即して生産を行う販売農家（一定の要件を満たす集落営農を含む）
- ◆ 交付対象面積： 主食用米の作付面積から 10 a を除いた面積



ポイント

- ①生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ②地域協議会などを經由せず、国から直接交付金を支払。
- ③米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償。
- ④規模・品質・環境などによる加算は、H22検討。

2. 「水田利活用自給力向上事業」とは・・・？

→ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払により交付される。

- ◆ 交付対象者 : 作付け規模や年齢を問わず、全ての販売農家
- ◆ 交付対象面積 : 米の生産数量達成に関わらず、対象作物の作付面積

事業の仕組み

①助成単価
水田での作付面積に応じ、**全国統一単価**(その他作物を除く)で助成を実施

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物 (地域で単価設定可能)	10,000円

※この他、二毛作助成(戦略作物)15,000円/10aを実施

②助成要件
捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認

ポイント

- ① 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で助成(その他作物を除く)。
- ② その他作物に対する助成は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に助成対象作物・単価を設定。
- ③ 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- ④ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付(収入減少影響緩和対策(ナラシ交付金)も、存続の方向)。

○農林水産省の「戸別所得補償制度」に関するホームページはこちら

http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html

減価償却費の変更点について

減価償却については、平成19年度税制改正により全額償却に向けた計算となったことに加え、平成20年度税制改正により耐用年数が変更したことにより、計算方法が複雑になってきました。

～法定耐用年数の見直し～

- ・耐用年数は平成21年（平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用）から農業の「機械及び装置」は全て7年となります。（従来は主に5年又は8年）
 - ・平成21年以降に取得する「機械」はもちろん、既存の「機械」も7年で計算します。
- ※「構築物」や果樹・牛等の「生物」も耐用年数が変更されたので確認して下さい。

1. 定額法

◎毎年の償却費が同額となるように次の算式で計算する方法です。

①平成19年3月31日までに取得した資産について

旧定額法：(取得価格－残存価格)×旧定額法の償却率×使用月数＝年減価償却費

②平成19年4月1日以降に取得した資産について

定額法：取得価格×新定額法の償却率×使用月数＝年減価償却費

【例】 乗用トラクタ 取得価格500万円 残存価格50万円

・H19.3.31に取得した場合

耐用年数：改正前8年（旧定額法0.125）、改正後7年（旧定額法0.142）

H19 → (5,000,000－500,000) × 0.125 × 10/12 = 468,750円

H20 → (5,000,000－500,000) × 0.125 × 12/12 = 562,500円

H21 → (5,000,000－500,000) × 0.142 × 12/12 = 639,000円

・H19.4.1に取得した場合

耐用年数：改正前8年（新定額法0.125）、改正後7年（新定額法0.143）

H19 → 5,000,000 × 0.125 × 9/12 = 468,750円

H20 → 5,000,000 × 0.125 × 12/12 = 625,000円

H21 → 5,000,000 × 0.143 × 12/12 = 715,000円



2. 定率法

◎初期に償却費を多くし、年がたつに従って償却費が一定の割合で逓減するように次の算式で計算する方法です。

①平成19年3月31日までに取得した資産について

旧定率法：前年末の未償却残高×旧定率法の償却率×使用月数＝年減価償却費

②平成19年4月1日以降に取得した資産について

定率法：前年末の未償却残高×新定率法の償却率×使用月数＝年減価償却費

【例】 乗用トラクタ 取得価格500万円

・H19.3.31に取得した場合

耐用年数：改正前8年（旧定率法0.250）、改正後7年（旧定率法0.280）

H19 → 5,000,000 × 0.250 × 10/12 = 1,041,667円

H20 → 3,958,333 × 0.250 × 12/12 = 989,583円

H21 → 2,968,750 × 0.280 × 12/12 = 831,250円

・H19.4.1に取得した場合

耐用年数：改正前8年（新定率法0.313）、改正後7年（新定率法0.357）

H19 → 5,000,000 × 0.313 × 9/12 = 1,173,750円

H20 → 3,826,250 × 0.313 × 12/12 = 1,197,616円

H21 → 2,628,634 × 0.357 × 12/12 = 938,422円

農地法改正のポイントについて

農地法等の一部を改正する法律が、今年の6月24日に公布され、12月に施行される予定です。

今回の農地制度の見直しは、「農地の確保」と「農地を貸しやすく借りやすくし、農地を最大限に利用」の2本を柱に、食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保するために行われます。

1. 農地面積の減少を抑制する等により農地を確保 → 転用期待の抑制

(1) 農地転用規制の厳格化

- ◎優良農地の確保を図るため、学校、社会福祉施設、病院などの公共施設を設置するために農地転用を行う場合について、従来の許可不要から協議制となります。
- ◎違反転用に対する罰則が強化されます。

(2) 農用地区域内農地の確保

- ◎農業振興地域における農用地区域内の農用地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼす恐れがある場合、農用地区域からの除外が出来なくなります。

2. 制度の基本を「所有」から「利用」に再構築 → 貸借等による利用の促進

(1) 農地を利用する者の確保・拡大

- ◎従来の権利設定の許可対象者に加え、農地の貸借に限り、農作業常時従事要件（個人）および農業生産法人要件（法人）を満たさない場合についても、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付した上で、地域の農業者との適切な役割分担や経営の持続性・安定性が見込まれることを前提に下記の①及び②について権利が設定できるようになります。

- ① 農業生産法人以外の法人 → 法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること
- ② 農作業常時従事者以外の個人 → 機械、労働力、及び技術等について、世帯員や雇用等も勘案

- ◎農業生産法人に対する関連事業者等からの議決権（出資）制限を見直します。

農業生産法と連携して事業を実施する農商工連携事業者等が農業生産法人への出資を増やし農業経営の改善及び強化を図ることができます。

- ・政令で認める農商工連携事業が構成員である場合は、総議決権に占める関連事業者全体の議決権割合を2分の1までに緩和。（原則4分の1）
- ・主要農作業の全て委託している農業者は議決制限がなされないことに変更。

◎地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得には、農業委員会は許可しないとの要件（「地域との調和要件」）を新設します。

【許可されない権利取得】

- ・経営体や集落営農組織へ農地が面的にまとまった形で利用されている地域において、その利用を分断するような取得。
- ・水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような取得。 など

◎農地の相続税納税猶予制度が見直され、対象農地を他の人に貸した場合でも適用が継続されるようになります。（除く市街化区域内農地）

(2) 農地の面的集積の促進

◎農用地の利用集積の円滑化を図るため「農地利用集積円滑化事業」が創設されます。

～農地利用集積円滑化事業～

市町村、農業協同組合、公社等の農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から委任・貸借を受け、分散した農地を面的にまとめ担い手に貸付等を行うものです。

3. その他

(1) 農地の賃貸借の存続期間が延長

◎農地の賃貸借の存続期間については、従来、民法により20年以内とされていましたが、50年以内に延長され、果樹栽培を行う場合など契約当事者の選択の幅が広がります。

(2) 標準小作料制度が廃止

◎標準小作料制度が廃止されますが、地域における賃借料の目安とさせるため、農業委員会が農地の賃借料情報の提供等を行います。

(3) 農地の相続は届け出が必要

◎相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届け出が必要になります。



詳細は、市町村農業委員会へお問い合わせ下さい。

市場や量販店の要望に応える野菜の生産について

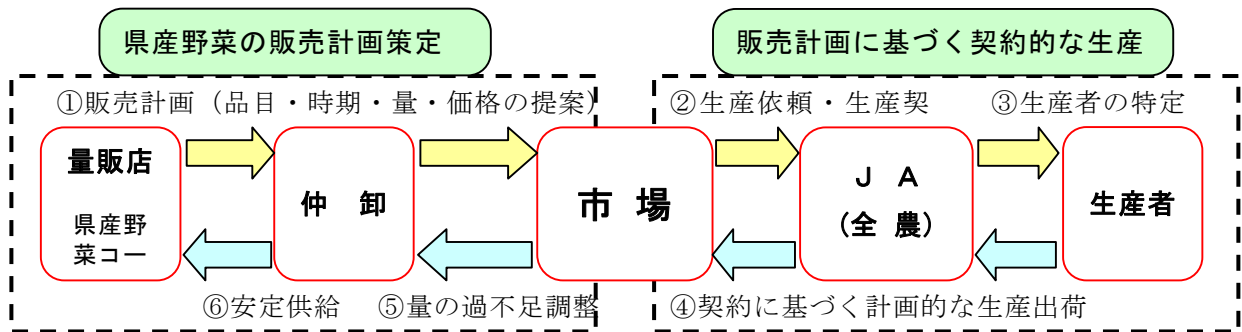
～野菜の販路が拡大中！！～

農林振興センターでは、主穀作経営体の経営安定化や労働力の有効利用を目的に園芸を取り入れた複合経営の推進に取り組んでおり、年々、取り組む経営体が増加しています。

一方、県内量販店や加工業者等においても、地産地消運動を背景に地場野菜を求める声が高まっており、生産が要望に応えきれない状況になっています。

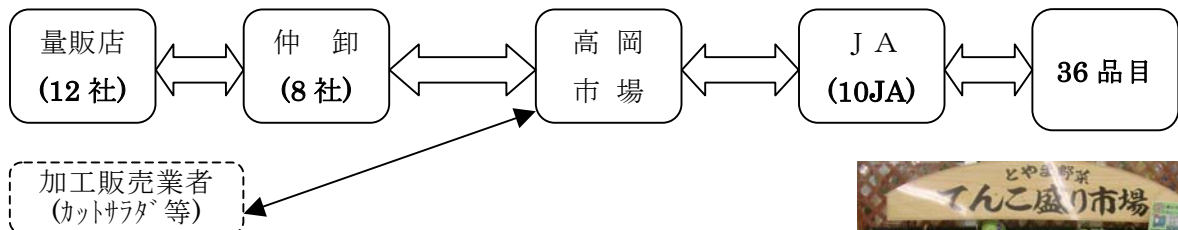
そこで、今後、園芸導入を検討する際の参考として、県内で実施されている「市場を介した契約的な販売」の取り組み事例を紹介します。

1. 市場を介した契約的な生産・販売の流れ



※基本的に市場が準備する通いコンテナで流通

(1) 高岡市場：地場野菜契約取引推進協議会（てんこ盛りプロジェクト）



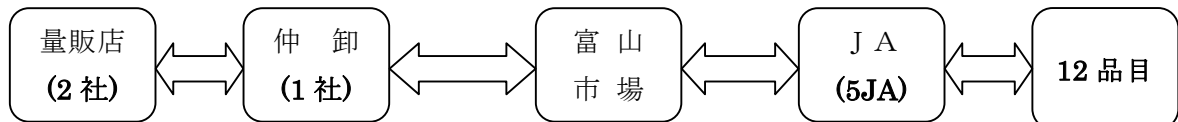
量販店提案品目数：74品目→契約数：36品目

◎管内の出荷品目：みず菜、辛味大根、紅しぐれ大根、
サラダごぼう、葉付にんじん、プチヴェール



量販店に設置されている県産野菜コーナー

(2) 富山市場：とやま地場野菜拡大推進協議会



量販店提案品目数：35品目→契約数：12品目

◎管内の出荷品目：パプリカ、ウコン、赤キャベツ

※その他、県外市場（岐阜市場）からの契約要望もあります。

◎管内の出荷品目：ミニとうがん、ニンニク

2. 市場から生産依頼されている品目（抜粋）

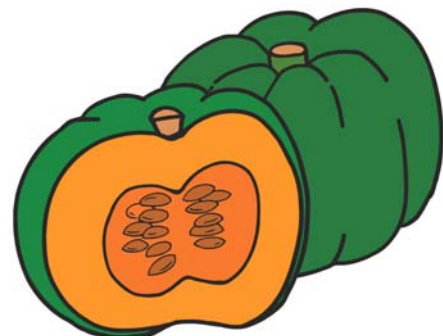
高岡市場	富山市場	岐阜市場
かぼちゃ(味平・栗ゆたか) 万願寺とうがらし	かぼちゃ ししとう・赤とうがらし ナス(小ナス・水ナス) ピーマン(普通・赤) オクラ	ミニかぼちゃ(坊ちゃん)
ニンニク(ホワイト六片) キャベツ(サワー・ちりめん) アスパラガス	ニンニク(無臭) キャベツ ブロッコリー たまねぎ(普通・紫) カリフラワー(白・紫・オレンジ) ほうれんそう(施設) チンゲンサイ(施設) オータムポエム プチヴェール	ニンニク
赤かぶ かぶ サラダごぼう	大根(葉付き) 赤かぶ 人参 辛味大根	大根(加工用) + 葉
スイートコーン(朝どり)	スイートコーン エダマメ(黒豆種枝付き) 莢エンドウ(絹莢・スナップ) 莢インゲン(普通・モロッコ) ソラマメ	

上記以外にも数多くの品目が要望されています。

「今後、経営の安定化を図るために野菜を導入したいが、何をつくったら良いかわからない。」という場合は、確実に売れる上記品目をおすすめします。

これらの品目の中から自分の経営内容や導入目的に見合った品目を選定し、契約的な生産販売に取り組むことにより、安定的に野菜生産を継続することが可能です。

詳しい契約内容（品種・出荷期間・規格・日量・価格等）や技術的内容については、農林振興センターにご相談ください。

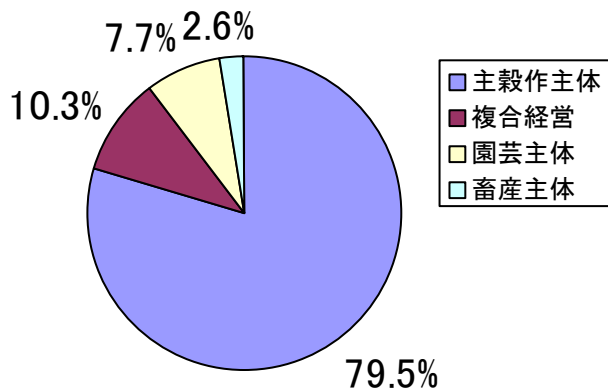


農業情報活用状況アンケートの結果

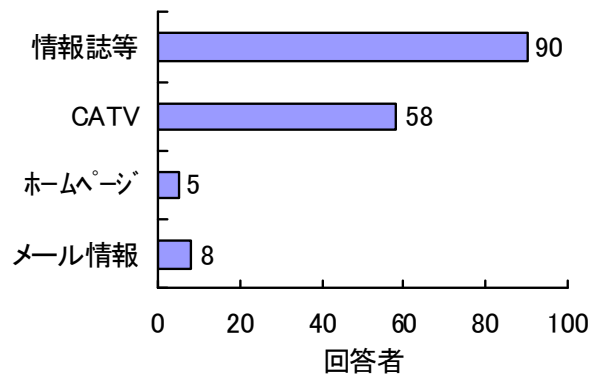
先般、皆さんからお寄せいただいたアンケート調査をとりまとめた結果は、次のとおりとなりました。

①アンケートの回答率 33.8% (118 / 349 経営体)

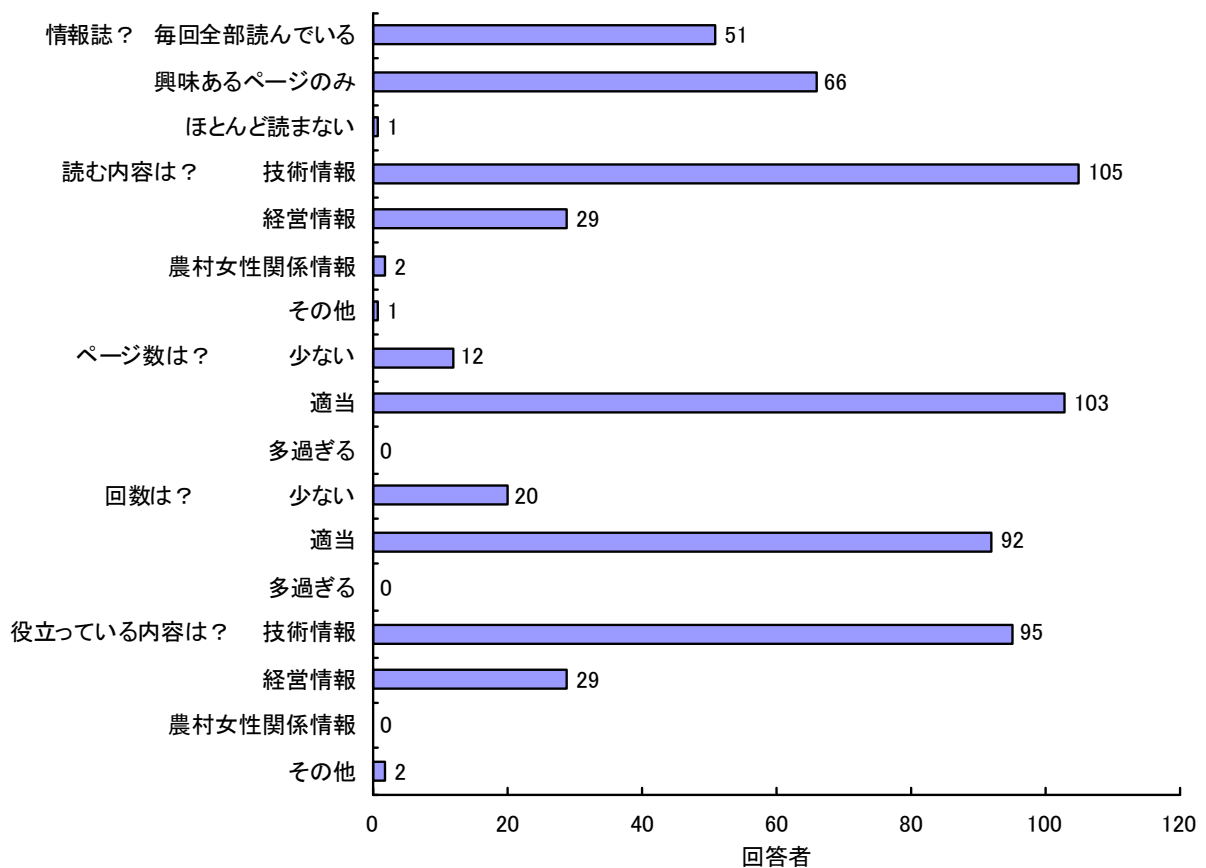
②あなたの経営類型に最も近いものは？



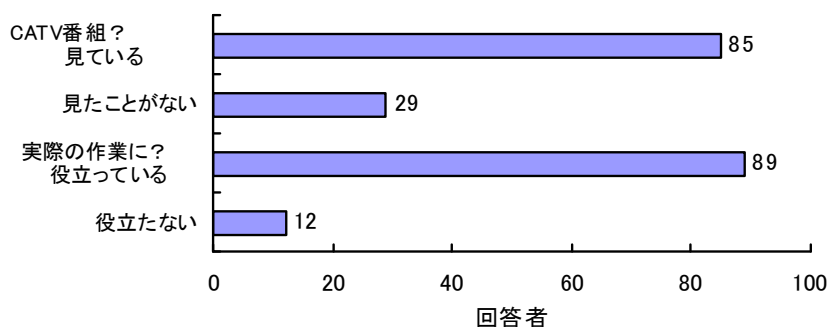
③当センターより提供を行っている情報の中で、現在、利用している情報の種類は？



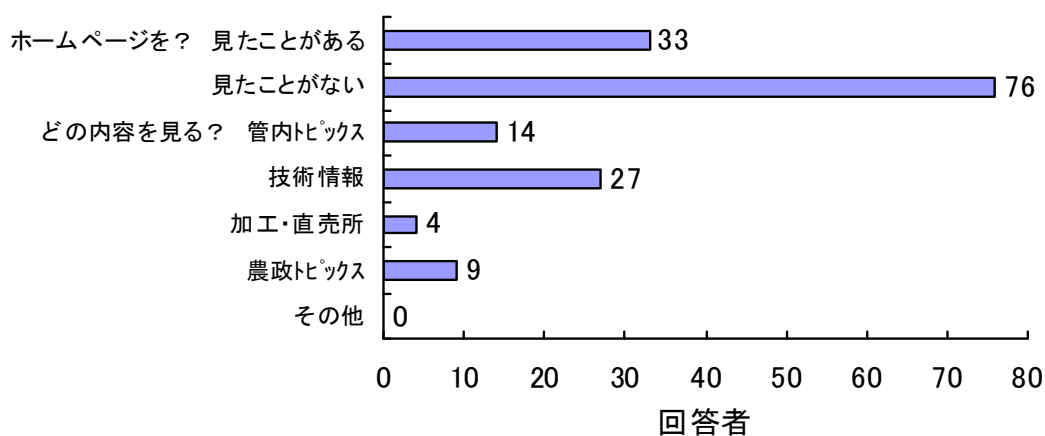
④情報誌（あぐりめーる新川）について



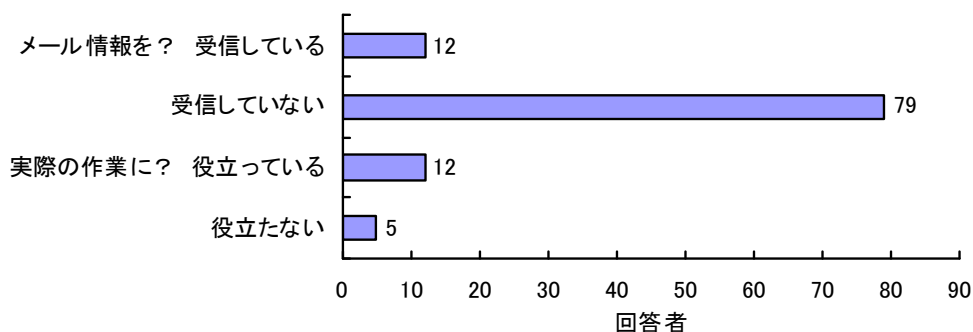
⑤CATVの農業番組「あぐりアイ新川」について



⑥当センターのホームページ「新川地区農業情報」について



⑦メール情報について



アンケートに回答していただいた中で、最も利用されている情報誌等については、今後も技術情報を中心に、その時期の話題を取り上げ、より一層の充実を図りたいと考えております。また、CATVの農業番組「あぐりアイ新川」は、これまで通り、その時期に合った主穀作の作業管理情報を提供しますので、ご活用をお願いします。一方、利用の少なかったホームページにつきましては、内容の充実と分かりやすい構成に努めるとともに、メール情報についても、引続き受信者の募集を図ることとしております。

今回のアンケート結果を踏まえ、今後とも、皆さんに役立つ情報の提供等に努めます。